**平成２５年（フ）第９０号**
兵庫県姫路市土山６丁目12番22―106号　セザール姫路土山、従前の住所兵庫県姫路市御国野町御着1132番地１　エステート上代106号
債務者　土居　秀和
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２９号**
岡山県津山市小田中1100番地　コーポグリーンパル２―101
債務者　小野　洸一
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２５年（フ）第３０号**
岡山県美作市中山1291番地11　グリーンハイツ512
債務者　角野　　浩
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２４年（フ）第１２３６号**
広島市安佐北区口田南２丁目18番８号
債務者　小浦　長廣
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３１号**
広島市安佐南区古市３丁目26番６号
債務者　ファッションハウス・フィリアこと
大林　　勉
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１０１号**
広島県廿日市市宮内４丁目11番９号
債務者　山本　深雪
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１６４号**
広島市東区温品７丁目15番11―101号　メゾンド温品
債務者　木戸口理紗（旧姓大下）
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３８７号**
愛媛県松山市上市２丁目３番６号　第２吉田マンション203号
債務者　和田　理恵
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８号**
福岡県久留米市三潴町西牟田6452番地１　ロックベアーヒルズⅢＡ201号、前住所福岡県久留米市城島町城島495番地５の１
債務者　江島　由美
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第２７号**
福岡県久留米市西町1201番地２
債務者　小川　智香
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第３２号**
福岡県久留米市津福本町1497番地８　フレンズコーポ201号
債務者　中山　由紀
１　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第３６号**
福岡県うきは市吉井町802番地
債務者　木下　　誠
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２５年（フ）第９１号**
北九州市八幡西区本城東１丁目４番２―402号
債務者　中村　良子（旧姓原野）
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第９８号**
北九州市門司区大字畑1396番地１
債務者　久鍋　里美
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１０４号**
北九州市八幡西区馬場山東３丁目２番22―309号
債務者　香月　則子
１　決定年月日時　平成25年３月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１１号**
鹿児島県垂水市新城3831番地
債務者　松浦　淳一
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係